

# 加古川市議会情報セキュリティ基本方針

## 1. 目的

本基本方針は、本市議会が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、本市議会が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

## 2. 定義

### (1) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網及びその構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

### (2) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

### (3) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

### (4) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

### (5) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

### (6) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

### (7) インターネット接続系

インターネットに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

## 3. 情報資産への脅威

情報資産に対する脅威として、次の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

### (1) サイバー攻撃をはじめとする部外者の侵入、不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等

### (2) 情報資産の無断持ち出し、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、監査機能の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的な要

- 因による情報資産の漏えい、破壊、改ざん、消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等

## 4. 対象範囲

### (1) 対象機関の範囲

本基本方針の対象となる機関は、議会とする。なお、議会事務局職員については、加古川市情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守することとする。

### (2) 情報資産の範囲

本基本方針の対象となる情報資産は、次のとおりとする。

- ① ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体
- ② ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報
- ③ 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

## 5. 議員の遵守義務

議員は、情報セキュリティの重要性を認識し、本基本方針を遵守しなければならない。

## 6. 情報セキュリティ対策

脅威から情報資産を保護するために、次の情報セキュリティ対策を講ずる。

### (1) 組織体制

本市議会の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する組織体制を確立する。

### (2) 情報資産の分類と管理

本市議会の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報資産を管理する。

### (3) 情報システム全体の強靱性の向上

インターネット接続系において、不正通信の監視等、情報セキュリティ対策を実施する。

### (4) 物理的セキュリティ

端末等の管理について、物理的な対策を講じる。

### (5) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、議員が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

### (6) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

### (7) 運用

情報システムの監視、情報セキュリティ基本方針の遵守状況の確認等、情報セキュリティ基本方針の運用管理を実施するとともに、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、危機管理対策を講じるよう努める。

(8) 外部サービスの利用

外部サービスは、セキュリティ対策が万全であることを確認した上で利用する。

## 7. 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

本基本方針の遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

## 8. 情報セキュリティ基本方針の見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果並びに、情報セキュリティに関する状況の変化等を踏まえ、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討したうえで、本基本方針を見直す。

## 附則

この基本方針は令和8年4月1日から施行する。